

前漢の遷蜀刑に就いて

— 古代自由刑の一側面の考察 —

久村 因

はしがき

- 一、判決の手續
- 二、徙遷地への護送
- 三、徙遷地に於ける生活

はしがき

- 四、赦免と紹封復家
- 五、後漢時代に於ける諸侯王の徙遷
むすび

前漢時代、諸侯王にして廢除された者が極めて多い事は有名な事實である。^{註1} 其の際、諸侯王は或は誅殺され、或は自殺する者が多かつたが、特殊なものとして、遷徙せしめられる事になつた者が若干ある。簡単に表示すると、次の如くである。

諸侯王名	年 代	場 所
(一) 梁 王 彭 越	高祖十一年 ^{註2} (西紀前一九六年)	蜀 郡 青衣 ^{註3}
(二) 淮南厲王長	文帝六年 (西紀前一七四年)	蜀 郡 嚴道 ^{註4}
(三) 濟川王明	武帝建元三年 (西紀前一三八年)	漢 中 房陵 ^{註5}
(四) 濟東王彭離	武帝元鼎元年 (西紀前一六一年)	//
(五) 常山王勃	武帝元鼎三年 (西紀前一四四年)	// 房陵

前漢の遷蜀刑に就いて

久村

(六)	廣川王去 <small>註6</small>	宣帝本始四年 <small>(西紀前) 西七〇年</small>	漢中上庸
(七)	清河王年 <small>註7</small>	宣帝地節四年 <small>(西紀前) 西六六年</small>	房陵
(八)	廣川王海陽 <small>註8</small>	宣帝甘露四年 <small>(西紀前) 西五〇年</small>	房陵
(九)	河間王元	元帝建昭元年 <small>(西紀前) 西三八年</small>	房陵
(十)	東平楊王雲	哀帝建平三年 <small>(西紀前) 西四年</small>	房陵
(十一)	梁王立	平帝元始三年 <small>(西紀後) 西三年</small>	漢中 <small>註11</small>

(一)の梁王彭越は再度叛を謀つた故を以て處刊され(註9)、(二)の淮南厲王長(註10)、(六)の廣川王去(註11)は遷地に行く途中で自殺し、(十)の東平楊王雲(平思王字師)・東、(十一)の梁王立(漢書卷四七魏王傳)・同卷四七魏王傳も判決後に自殺してゐるので、實際に遷地に赴いたと考へられるのは残り六件と云ふ事になる。註12

右を通見すると、その徙遷の地は蜀郡か漢中郡の何れかであり、しかもその多數を占める漢中郡も、前漢時代、屬縣數十
 二と傳へられてゐるが(漢書卷二八)、此處に見えるのは、(十一)の不明なるもの一件を除けば、他は皆房陵(湖北省房縣治)・上庸(湖北省竹山縣東南)の二縣に限られてゐる。その上、前漢の諸侯王にして蜀郡・漢中郡以外の地に遷徙された者のある事を聞かない。註13 所以、諸侯王はその人數にも限度があり、且つその階級地位から考へても、その所傳は概して脱漏が少いものと考へられるので、他に隠れた事實が多くあるとは考へ難い。更に、諸侯王以外のもの、例へば列侯(徹侯)・高官の如きもので蜀郡・漢中郡方面に限つて遷徙されたといふ様なものも無い様である。註14 しかれば、前漢時代、諸侯王を遷徙する時は蜀郡・漢中郡——或はもつと限定して漢中郡の上庸・房陵方面——の地を以てすると云ふ慣習法があつたのではないかと推測せしめるに充分であらう。假にこれを前漢の遷蜀刑と呼稱する事にして、其の具體的内容と形式等を論じて見たい。一體、中國に於いては、

受刑者の自由を剝奪する自由刑（勞役刑・禁錮刑・徙遷刑）が比較的古くから發達してゐると云はれて居り、古代の自由刑一般はもとより、漢代の勞役刑・禁錮刑等に就いても、既に夫と專論が發表されてゐるが、徙遷刑に就いては、充分研究がなされてゐるとは云ひ難い様である。註10 本稿は漢代徙遷刑の一形態の考察に過ぎないが、今問題の、中國古代史究明の鍵としての漢代史を理解する一助ともなれば望外の喜びである。（なほ本篇は拙稿「巴蜀史研究」の一部をなすものである。）

一、判決の手續

イ、三審の制

遷蜀刑が確定するまでの手續が最も詳細に知られるのは、(二)の淮南厲王長の場合である。「史記」卷一の同傳によると、次の如くである。

「漢書」一四卷の同傳に見えない部分は傍線を以て示し、逆に「漢書」にのみ見える部分は「」を以て補ひ或は並記して、兩者の關係を示した。

(前略) 使使召淮南王。淮南王至長安。

I
A 丞相張蒼・典客馮敞行御史大夫事・宗正臣逸・廷尉臣賀・備盜賊中尉臣福、昧死言。「(中略)長所犯不軌、當棄市。臣請論如法。」

B 制曰。「朕不忍致法於王。其與列侯・吏」二千石議。」

I
A 臣蒼・臣敞・臣逸・臣福・臣賀、昧死言。「臣謹與列侯・吏」二千石臣嬰等四十三人議。皆曰。「(中略)臣宜論如法。」
B 制曰。朕不忍致法於王。其赦長死罪、廢勿王。」

前漢の遷蜀刑に就いて 久村

〔有司卷〕
 A 臣蒼等昧死言。「長有大死罪、陛下不忍致法、幸赦、廢勿王。臣請處蜀郡嚴道邛郵、遣其子〔子〕母從居。縣爲築
 蓋家室、皆廩〔日三〕食、給薪菜鹽豉炊食器席蓐。臣等昧死請。請布告天下。」

B 制曰。「計食長、給肉日五斤・酒二斗。令故美人・才人得幸者十人從居。他可。」

〔於是〕
 盡誅所與謀者。於是乃遣淮南王〔長〕、載以轎車、令縣以次傳。

此の時は、三回の審理を経た事が明かであるが、他の場合はどうであつたらうか。この事件より一世紀以上も隔てた〔六〕の廣川王去の場合には、「漢書」^{卷五}廣川惠王越傳に次の如く見えてゐる。

〔本始三年〕奏請逮捕去及后昭信。制曰。「王后昭信諸姬奴婢證者、皆下獄。」辭服。

I
 A 有司復請誅王。

B 制曰。「與列侯・中二千石・二千石・博士議。」

I
 A 議者皆以爲去悖虐、〔中略〕當伏顯戮以示衆。

B 制曰。「朕不忍致王於法。議其罰。」

II
 A 有司請廢勿王、與妻子徙上庸。

B 奏可。與湯沐邑百戶。

去道自殺。

前掲の淮南王の場合に較べるとかなり記事が簡單になつてはゐるが、審理の手續は全く同一であると認められるのである。之を單なる偶然と見ないで、前漢時代を通じて同じ審理形式が存在したと考へるのは不自然であるまい。従つて右の兩件の大凡中間に當る〔五〕の常山王勃の件に就いて、「漢書」^{卷五}常山憲王舜傳に

A有司請誅勃及憲王后脩。

B上曰。「(中略)勃無良師傅、不忍致誅。」

A有司請廢勿王、徙王勃、以家屬處房陵。

B上許之。

とあるのは、第二審の記述が省略されたものではなからうかと考へる次第である。もつと簡単な記事もある。(三)の濟川王
明・(四)の濟東王彭離・(十)の東平楊王雲の件に就いては、夫と左の如く傳へられるのみである。

濟川王明	濟東王彭離	東平楊王雲
------	-------	-------

<p>A有司請誅。</p> <p>B武帝弗忍。</p> <p>廢、爲庶人、徙房陵。<small>(漢書卷四七 孝王武傳)</small></p>	<p>有司請誅。</p> <p>武帝弗忍。</p> <p>廢、爲庶人、徙上庸。<small>(同上)</small></p>	<p>有司請誅王。</p> <p>有詔。</p> <p>廢、徙房陵。<small>(漢書卷四七 思王彭傳)</small></p>
--	--	---

此等は明かに、更に最終審の経過をも省略し、只決定した事實だけを記したものに相違ない。

以上の様に第一審・第二審を経て第三審に至るこの手續は、必ずしも遷蜀刑にのみ限つた形式ではなく、且つ場合によつては第四審を重ねることもあつたらしいが、大體に於いて、遷蜀刑が確定

する際の定型と認められ、漢代に於ける天子勅裁の形式の一として注目すべきである。即ちかゝる手續を通じて、次の三點に想到するのである。第一は、諸侯王に關する限りでは有司が第一審から遷蜀刑を求刑した例が見當らない事と前掲諸資料に往々見える「不忍致法」・「不忍致誅」によつて、この遷蜀刑は天子が一般刑法の適用(死刑)を特赦した場合に於ける一種の代刑であると認められる事である。従つて當時の刑法體系の中には含まれてゐなかつたと思はれる。更に前掲廣川王去の場合の第二審の宣帝の詔に「制曰。朕不忍致王於法。議其罰。」とあり、續いて三審の遷蜀刑求刑に入つてゐる事によつ

て、少くとも前漢の終り頃には罰と考へられてゐた事が知られる。一體罰と云ふのは、「説文」部によれば「尊之小者。从刀从眚。未眚刀有所賊。但持刀罵眚則應罰。」とあり、「春秋元命苞」(初學記卷二〇 政理部九所引)にも「网言爲眚。刀守眚爲罰。罰之爲言内也陷於害也。」と見えてゐる。これ等によれば罰とは刑よりも軽いもの、生命刑・身體刑を科せざるものとの謂であつた譯である。然し漢時、自由刑の全てが罰と考へられたかと云ふと、さうでは無い。勞役刑が「刑」と考へられてゐた事は明かであるが(漢書卷二 三刑法志)、禁錮刑に就いては詳らかでない。徙遷刑、特に本稿にて問題としてゐる諸侯王の遷蜀刑は「罰」と考へられてゐた譯である。この點、儒教經典に於いて徙遷刑が五刑(一は死刑、他の四は肉刑)よりも軽い刑——と云ふよりは五刑の代刑、而も獨立した刑罰としての主刑——として取扱はれてゐるのと一脉相通するものがあり、後世の流刑が死刑に次ぐ重刑と考へられたのとは大いに趣を異にしてゐる。尙ほその他の漢代の「罰」としては罰金・財産沒收・奪爵等の如き名譽刑・財産刑がその主なるものであつたと考へられる。第二は、かゝる手續によつて天子は當然受くべき刑の適用を宥してゐるものであるから、天子の一存で如何様にも決定し得る皇帝の獨裁的性格——しかも漢初より一貫して殆んど變る所のない——を窺ふ事が出来るのである。第三は、本論ではさして重要な問題ではないが、天子と實際に近い姻戚關係にある諸侯王に對する親愛の情と云つたものを認める事も出来る註。しかし、むしろ天子の慈悲を天下に布告せんとする政治的效果のねらひの方が強く感じられるものである。

口、法廷の構成

さて第一審の審理・論告をなす者は、淮南王長の件によれば、丞相・御史大夫を始めとして廷尉・中尉・宗正・典客がその構成員をなしてゐた様である。もつとも淮南王長の時の典客馮敬は當時彼が「行御史大夫事」であつたからであつて、註「漢書」卷一 九上 百官公卿表に「掌諸歸義蠻夷」とのみ傳へられる典客の資格で出席したものではあるまいとも考へられよう。然し、

「漢書」百官公卿表の典客の條には脱落があつて、その職務の全てを盡してゐない様である。本稿ではその委曲を述べる餘裕は無いが、前漢時代の典客（後に大行令、後更に大鴻臚）が諸侯王、列侯に關與する事が相當多かつた様であり、しかも時代と共にそれが増加する傾向を示してゐる事を簡単に述べて見たい。第一に、天子の後嗣問題・皇子の封建問題には他の重臣と共に參畫してゐる事である。淮南王長事件の六年前（西紀前二一八〇年）に高后が死ぬと、丞相陳平・太尉周勃・朱虛侯劉章等は共に諸呂の亂を誅して、高祖の子代王を迎へた。これが文帝である。この時、丞相陳平・太尉周勃・大將軍灌嬰・御史大夫張蒼・宗正劉郢客・朱虛侯劉章・東牟侯劉興居・典客劉揭が、列侯・吏二千石との合議の結果を代王に報告し、即位を要請したのである（史記卷一〇孝文本紀・漢書卷四文帝紀）。又、武帝元狩六年（西紀前一一七年）三月、丞相青翟・御史大夫張湯・太常趙充・大行令李息・太子少傅行宗正事任安は武帝の三子（閔・且・胥）を諸侯王たらしめん事を請ひ、同様に、中二千石・二千石と議した結果を上奏してゐる（史記卷六〇三王世家）。もつとも、かゝる重要會議に典客の如き高官が列するのは當然とも云へようが、右の諸例や淮南王の審理の場合にも見られる様に、常に九卿の全てが參加してゐる譯でない事は明かである。しかもその理由が當時たまたま官に闕があつた事によるものでない事も見易い事實である（漢書卷一九九百官公卿表）。故に九卿の如きでも夫と其の職務に關聯がなければ、常に參與するものではなかつたと考へられるのである。即ち、右の諸例に典客の見られる事は、單に重臣と云ふ事ではなくて、典客の管掌に關聯があつたからであると認めざるを得ないのである。第二に、諸侯王・列侯の後嗣繼承に異議を申立てた事である。宣帝五鳳二年（西紀前五六年）に平于王元が死んだ時（漢書諸侯王表）、大鴻臚王禹が元の生前の不道を糾斷して、後嗣を立てるべきでない事を奏上して認可されて居る（漢書卷五三趙敬肅王彭祖傳）。又、その前年に陽城侯劉德が死んだ時（漢書卷一八外戚恩澤表）、やはり大鴻臚（多分王禹）が後嗣を置くべきでない事を奏上したが、此の時は許可されてゐない（漢書卷三六楚元王傳）。しかし、宣帝時代までの事情は明かでない、漢初よりの職權であつたかどうかは俄に斷言し難い。第三は、景帝中元二年（西紀前一四八年）以後、諸

侯王・列侯の奏諡誅策の事を掌つた事である。「漢書」卷五景帝紀に

〔中元〕二年、春二月、令諸侯王薨列侯初封及之國、大鴻臚奏諡誅策。列侯薨及諸侯太傅初除之官、大行奏諡誅策。（大行は

客の
屬官）

と見えるのがそれである。實例としては、武帝の元光五年（西紀前
一三〇年）河間王德が死んだ時（漢書諸
侯王表）、大行令が「諡法曰。『聰

明睿知曰獻。宜諡曰。』と奏して居り（漢書卷五三河
間獻王德傳）、又、宣帝の五鳳元年（西紀前
五七年）前述の陽城侯德が死んだ時、大鴻臚が諡

を賜はるべきでない事を奏してゐる（前）。第四は諸侯王の疑獄を調査する際にはその主たる一員となり、諸侯王を召喚する

際には使者となつた事である。武帝の元鼎三年（西紀前
一一四年）常山王勃の證人を驗問する爲に大行令張騫が派遣されて居り（漢書
當山

憲王）、宣帝の本始三年（西紀前
七〇年）廣川王去の犯行を調査するに當つて、大鴻臚（宋疇な
らん）が筆頭者として差遣された（漢書廣川
舜傳）。

その他、廷尉（漢書梁孝
王武傳）或は中尉（漢書河間
獻王德傳）と同行した例も見られる。又、武帝の後元二年（西紀前
八七年）濟北王寬を召喚する時

（漢書卷四四
濟北王勃傳）、成帝の綏和元年（西紀前
八年）皇太子に立てる爲に定陶王欣を京師に徵する時（漢書卷一
一哀帝紀）、何れも大鴻臚が使者とな

つてゐる。前漢時代に於いて、典客が諸侯王・列侯に關與する事が多かつた事はほど明かになつたと思ふが、かゝる點から、

この淮南王長の如き諸侯王の裁判にも典客がその一員をなすべきものであつたと考へるのは不自然ではないであらう。かく

して、淮南王長事件に於ける第一審の構成員は既述の様に丞相・御史大夫・宗正・典客・廷尉・中尉の六者と云ふ事になつ

たが、かゝる構成員は此の場合だけに限らずその後の場合も大體同様であつたと考へて良いのではなからうか。

第二審は、同じく淮南王長の件に依れば、前述の六者に勅命に依る列侯・吏二千石を加へた者の間で協議し、その結果を

丞相以下の六者の連名で奏請する形式を取つてゐる。この吏二千石を王先謙（漢書補注卷四四
淮南厲王長傳）は郡守と解してゐるが、納得し

難い。第一審に列した六者以外にも當時の中央政府にはなほ幾多の高官があつた筈で、之等をさし置いて、何故に郡守が列

する必要があるのであらうか。思ふに郡守は秩二千石であり、漢代「二千石」と云へば郡守・諸侯相を指す場合が多い様であるので、この「吏二千石」をも郡守と解したものであらうか。しかし吏二千石と二千石とは區別されるべきである。史・漢に頻出する吏二千石と云ふのは概ね中央政府の中二千石・二千石等の高官を併せ指すのが普通の様であつて、この場合もその様に解して然るべきであらう。斯くして初めて前掲の様に淮南王長の時に「吏二千石」とあり、廣川王去の時に「中二千石・二千石」となつてゐるのが無理なく理解出来るものと思ふのである。即ち第二審には丞相以下の六者の他に、勅令によつて中央政府の中二千石・二千石の高官と列侯とが加はる事が通例であつたと考へられるが、之等は或る意味で陪審官とも云へるものであらう。淮南王長の時には博士が見えず、廣川王去の時には博士が加はつてゐるが、それはこの時だけの特例であつたか、或は當時慣習となつてゐたかは審らかにし得ない。最後に、第三審の構成であるが、淮南王の場合から推定するに、第一審と同じく丞相以下の六者であつたのではなからうか。

以上の如くにして、前漢時代の中央政府の法廷——諸侯王の裁判と云ふ特別法廷ではあるが——の構成と審理の様子の一端を少しく窺ひ得た譯である。とにかく淮南王長の事件は、前漢に於ける宗族諸侯王の遷蜀刑の端緒をなして居り、且つ又、(一)の梁王彭越の件と共に文帝十三年(西紀前
一六七年)五月の肉刑廢止に先立つてゐる所に、刑法史上の意義もあると考へられる。註五

ハ、併 科 刑

前にも述べた様に、此等諸侯王の遷蜀刑自體は死刑が宥された場合の代刑の一種であつたが、諸侯王たるの地位・私有の財産等は如何に處置されたであらうか。左の如く、先づ庶人たらしめた事が明かな場合が多い。

梁王彭越

上赦以爲庶人、徙蜀青衣。

漢書卷三
四彭越傳

濟川王明 廢、爲庶人、徙房陵。

漢書梁孝王武傳

濟東王彭離 廢、爲庶人、徙上庸。

右同

清河王年 廢、爲庶人、徙房陵。

漢書卷四七代孝王參傳

梁王立 廢立、爲庶人、徙漢中。

右同

庶人たらしめたからには、當然諸侯王たるの身分は剝奪されたものであつて、此等の場合、「廢」の字がそれを意味してゐるものであらう。前掲の淮南王長や廣川王去の場合にも見える様に、詳しくは「廢勿王」とあるべき所である。しかうして右に掲げた件以外の場合には「爲庶人」と云ふ言葉が見えないで、單に「廢、徙——」或は「廢、遷——」とのみ記してゐるが、註36恐らくは「爲庶人」が省略されたものと考へて大過ないであらう。と云ふのは前掲梁王彭越以下の五件も、傳には「爲庶人」と見えるが、紀・表は何れもそれが見えないからである。且つ、殆んど同時代で、しかも同じく湯沐邑百戸を賜つた(七)の清河王年には「爲庶人」が見えるが、(漢書代孝王參傳)、(六)の廣川王去にそれが見えず、單に「廢」註37とのみある(川惠王越傳・同諸侯王表)のはその有力な證據であらう。

前漢の諸侯王が蜀漢に遷徙せしめられる時は、その諸侯王たるの地位を剝奪されて庶人たらしめられた事が明かになつたと思ふ。即ち名譽刑を併科された譯である。かく庶人たるからには、奴婢でもなければ、漢代邊境或はその他の地域に輸作せしめられる事の多かつた有期の強制勞働刑徒で註38無い事も明かであり、且つ、官吏に適用される事の多かつた禁錮註39ともその性格を異にするものである。尙ほ財産刑をも附加されたらしいのであるが、これに就いては下文(三)に述べる所がある。

二、徙遷地への護送

服志上劉)によつても明かであり、又、「續漢書」輿服志上にも太皇太后以下王妃・封君に至る貴婦人の乗用車であつたと見えてゐる。恐らくはその蔽障設備あるが故に戦用から次第に遷移して婦人用の乗用車に轉じたものであらう。又、前述の輜

と合した輜輶と云ふ言葉も屢々見えるが、これは漢代に於ける代表的高級乗用車を意味するものである。例へば「後漢書」

卷六
袁紹傳に

紹有姿貌威容、愛士養名。(中略)士無貴賤、與之抗禮、輜輶・柴轂填接街陌。內官皆惡之。

とあるが、李賢が「柴轂賤者之車」と註してゐるのに従へば、自ら輜輶は貴に應ずるものでなければならず、又「晉書」

卷二 輿服志にも「漢世貴輜輶而賤輶車。」と見えてゐる。即ち輜と云ひ輶と云ひ、その由來する所は異なる様であるが、その

後ほど同型の高級乗用車となつた事を示してゐる。従つて、「倉頡篇」(後漢書卷六四梁冀傳註所引)が輶は衣車と云ひ、「說

文」(左傳定公九)が輶輶は衣車と云ひ、又、顏師古(漢書淮南厲)が輶車は衣車と云ひ、結局兩者が同一のものとなつてゐる。

此處に衣車とは、顏師古(四部叢刊續編經)・段玉裁(說文解字註)の云ふ様に衣蔽のある車の謂であり、「說文」が「輶車前衣、

車後爲輶。」と云つて、衣蔽の構造によつて輶と輶を區別してゐるのは、全く許慎の生存した漢代の事情を述べたものに相

違ない。従つて、「釋名」七が衣車を以て衣服を載せる車と解してゐるのは、輶がかつて「ここにだ」なりし時に當筈る解釋

と云はねばならぬ。

さて文帝六年の淮南王長の時代の輶車と云ふのが、右の様な輶車の變遷のうちの何の段階に屬するものであるかは不明で

あるが、何れにしても庶人用として或は被刑者の護送用としてふさはしいものではなく、又嚴封するにも適したものと考

へ難い。註三かく考へて來ると、淮南王長の遷徙の模様を傳へた「史記」卷一・「漢書」卷四の袁盎傳に「輶車傳送」(史)或ひは

「輶車傳送」(漢)とあるのは極めて注目すべきであらう。更に重要な事は、前掲「漢書」淮南厲王長傳の「縣傳者不敢發車

封」の顔師古註に孟康を引いて「檻車有封也」とある事である。これが孟康の「漢書音義」である事は、「史記」淮南厲王長傳の「皆不敢發車封」に裴駟が「駟案、漢書音義曰、檻車有檻封也。」と註してゐる事から明かである。しからは、史・漢の淮南厲王長傳も舊は輜車ではなく檻車或ひは檻車に作つてゐたのではなからうか。恐らく三國時代魏の孟康の見た「漢書」・劉宋の裴駟の見た「史記」・更に或は唐の顔師古の見た「漢書」等、何れも檻車或ひは輜車となつてゐたものと推定される。しかるにその後誤つて輜車に作られる様になり、宋の王益之の「西漢年紀」卷六・司馬光の「資治通鑑」卷一等も輜車に作り、更には後漢の荀悅の「漢紀」卷七の如きも輜車に改められたのではないかと推定するものである。

檻車と云ふのは、一つには揚雄の「長楊賦序」漢書卷八七下揚雄傳・文選卷九所收・董仲舒の對策漢書卷五六董仲舒傳に見える様に、狩獵等によつて生捕した猛獸を運ぶのに用ひられ、二つには「呂氏春秋」卷五・慎大覽・「漢書」卷二・食貨志・「史記」卷八・「漢書」卷三

陳餘傳・「漢書」卷四・陳平傳・「後漢書」卷七・阜陵質王延傳等に見える様に、罪人の護送用に使用された。従つて「釋名」

文選卷九李善註所引に「檻車、上施欄檻、以格猛獸。亦囚禁罪人之車。」と云つてゐるのは、その使途に關する限り正しい。然し檻車の構造に就いての右の「釋名」の説は、顔師古漢書陳餘傳註が「車而爲檻形、謂以板四周之、無所通見。」と云ひ、張守節史記

傳正が「謂其車上著板四周如檻形、膠密不得開」と云つてゐるのはやゝ相違する様である。沈家本は「歷代刑法考」刑具考に於いて、顔説は檻の字義に合はないとして斥け、「釋名」を支持してゐるが、これは「説文」木部に「檻籠也。」とある檻字の意味を重視したものである。然し淮南王の場合、次に述べる様に顔・張の説の方が適當ではなからうか。同じく檻車と云つても、動物の場合と罪人の場合とは、構造上自ら多少の相違があつても一向不思議では無く、「釋名」の説は動物の場合を述べたものと考へられる。

とにかく、檻車ならば、鼎を扛擧し得ると云ふ史記・漢書淮南厲王長傳・怪力の王を護送するのに全く相應しいものであり、嚴重な車

封があるのも當然である。且つ、顔・張の云ふ様に「四周板圍」で外部から見えず、容易に開く事が出来ないから、淮南王長が食を攝らず死亡するに至るまで判明せず、又死亡後も、恐らくそれを感付きながらも敢へて車封を開かず、そのまゝ雍縣(陝西省鳳翔縣南)まで傳送するを得た事情も了解出来るものである。

その護送の方法は史・漢に「令縣次傳」「諸縣傳送淮南王」「檻車傳送」「縣傳者不敢發車封」等と見える。此等に見える傳と云ふのは漢代に於ける公用交通の稱で、その宿泊設備たる傳舍は縣治に置かれ、縣治以下の郷里に設けられた確證はない様である。註思ふに、通過する縣毎に責任をもつて順次廻送して行つたものであらう。(一)の梁王彭越の場合卷九「史記」○同傳に「傳處蜀青衣」と見えるが、大略同様な事を云ひ現はしたものであらう。右の様な方法で護送する事が爾後も通例であつたとすると、徙遷地に至るまでは全く罪人と同じ取扱ひと云ふべきであるので、その庶人たるの資格は無事徙遷地に着いた時初めて發効したものと解されるのである。註

三、徙遷地に於ける生活

イ、家 屬

次に徙遷地に於ける生活状態であるが、同じく「史記」淮南厲王長傳より必要な箇所を再掲すると左の如くである。「漢書」によつて補つた部分は「」を以て示す)

臣蒼等昧死言、「(中略)遣其子(子)母從居。縣爲築蓋家室、皆廩(日三)食、給薪菜鹽豉炊食器席蓐。(中略)」制曰。「計食長、給肉日五斤・酒二斗。令故美人・才人得幸者十人從居。他可。」

之によれば共に遷地に赴き同居を許された者は、有司の奏請した子供とその生母(漢書淮南厲王長傳顏註)、加ふるに、この場合文帝

が特に許した子供のいない十人の美人・才人(上)と云ふ事になる。従つて、(五)の常山王勃の場合に「以家屬處房陵」(漢書常山憲王舜傳)とあり、又(六)の廣川王去の場合に「與妻子徙上庸」(漢書廣川憲王越傳)とあるが、此等の家屬或ひは妻子と云ふのは、少くとも「子並にその生母」を含むものであり、且つそれを多く出なかつたと解して誤りないであらう。之を實際に裏付けるものに次の如き例がある。元平元年(西紀前七四年)昭帝が崩じた時、後嗣がなかつたので、一時昌邑王賀が帝位に即いたが、その淫亂の故に廢され、湯沐邑三千戸を賜つて故郷の昌邑(山東省金鄉縣西北)に歸らしめられてゐる。この昌邑王のその後の行動は中央政府、特に宣帝の深く注意する所となり、元康二年(西紀前六四年)暗に山陽太守張敞をしてその動向を報告せしめてゐるが、その張敞の奏の中にその家屬の數が記されてゐる。即ち派遣されて來てゐる役人を除けば、妻十六人・子二十二人(男十一人・女十一人)と一八三人の奴婢である(漢書卷六三昌邑王賀傳、後出)一體、群臣は昌邑王賀を漢中郡房陵縣に徙さん事を奏請したのであるが、太后の詔によつて特に故山に歸るを得たものである。或る意味では前漢時代に蜀漢以外に遷徙された唯一の例とも見るべきかも知れないが、昌邑王は僅か二十七日とは云へ帝位にあり、しかもその天子の位から廢放された事、自己の故郷に遷徙され、しかも故宮に於いて生活した事、更に、湯沐邑三千戸を賜つて居り、元康三年(西紀前六三年)三月には列侯と爲り海昏侯に封ぜられてゐる事等、遷蜀刑には其の例を見ない事が多いので、普通蜀漢に遷徙された諸侯王と同一視するべきでない。その昌邑王賀でさへ妻子と若干の奴婢と同居してゐた事は、遷蜀刑の場合の同居家族に就いての如上の考察が概ね誤りない事を示すものと云へよう。尙ほ次項にも觸れる所がある。

ロ、日常生活

次に衣食住方面に就いては、前掲「史記」淮南厲王長傳に見られる様に、全て官給と解して良いであらう。従つて、かつて所有した財産等は一切沒收されたものであらう。即ち財産刑を附加されたと推定する所以である。故に庶民とは云ひ條、

自己の生活力によつて獨立の生計を營むものではない點、大いに趣を異にしてゐる。宣帝時代の廣川王去・清河王年は夫と湯沐邑百戸が與へられてゐるが(一〇)、これは一々官品を給する代りに湯沐邑百戸の租入を以て諸經費をまかなはしめたと言ふ意味ではなくて、普通の官給の上に更に百戸の租入が加増されたものであらう。この事は漢書廣川惠王越傳に「有司請廢勿王、與妻子徙上庸。奏可。與湯沐邑百戸。」と見える事によつてもほゞ明かである。有司の奏は、淮南王の時と同様に、當然遷地に於ける官給の事まで言及してあつた筈で、それが認可になつた上で、湯沐邑百戸が特に與へられたものであらう。湯沐邑と云ふのは、高祖が沛を自己の湯沐邑となした(漢書卷一高)と云ふのを除けば、漢代概ね皇太后・皇后・公主その他婦人に與へられたものであつた(西漢會要卷三四職官四)。かゝる湯沐邑を與へられた廣川王去・清河王年は所謂封君なみの待遇と云ふ事になるが、既に述べた様に(一一)、その身分が庶人たる事には變りが無かつた(この點から逆に湯沐邑の性格を推定する事も出來よう)。又、前漢の終り頃にもこの二例の他には湯沐邑を與へられた事は傳へられてゐない。然し實質的には宣帝時代から遷蜀刑が多少變貌の兆を見せはじめたと云へるのではなからうか。これは後漢に入つて湯沐邑が一躍五百戸になるのを併せ考へるならば、より明らかであらう。

湯沐邑百戸を與へられた時、實際にはどの程度の収入となつたであらうか。「漢書」卷九 貨殖列傳に

秦漢之制、列侯・封君食租稅。歲率戸二百。千戸之君則二十萬。朝覲聘享出其中。(中略)庶民・農・工・商賈、率亦歲萬息二千。百萬之家即二十萬。而更繇租賦出其中。衣食好美矣。

とあるが、湯沐邑百戸ではその十分の一、年收二萬と云ふ事になる。年收二萬をあぐべき産は十萬即ち十金註40であるから、大體漢代中家の産に相當すると云つて誤りないであらう。然し、單に漢代中家の産と云ふだけでは具體性を缺いてゐる。濱口重國氏はその「踐更と過更——如淳説の批判」(東洋學報第十卷第三號所載)に於いて、過更の代償金一ヶ月三百錢と云ふ金額が先づ一人

の男子が一月月食して多少餘る程度の額で、漢代の勞働賃銀としては頗るふさはしいもの(同書九 九頁)と云はれてゐるので、これを基準に取ると、奴婢五人程度を養ふ事が出来る収入と云ふ譯である。

日常の行動その他に就いては多くを知り得ないが、前述した昌邑王賀の徙遷後の動向を報告した山陽太守張敞の奏は大いに參考となる。「漢書」昌邑王賀傳に次の如く見えてゐる。

敞於是條奏賀居處、著其廢亡之效、曰。「臣敞地節三年五月視事。故昌邑王居故宮。奴婢在中者百八十三人。閉大門、開小門。廉史一人爲領錢物、市買朝內食物。它不得出入。督盜一人別主徼循、察往來者。以王家錢取卒、遡宮清中備盜賊。臣敞數遣丞吏行察。四年九月中、臣敞入視居處狀。(中略)與坐語中庭、閱妻子奴婢。(中略)妻十六人、子二十二人、其十一人男・十一人女。昧死奏名籍及奴婢財物簿。云々。」

これによれば、恐らく郡より派遣された廉史一人が會計を掌り、時を定めて物品を購入し、又、督盜一人が徼循を司ると共に出入する者を監察した。更に、時々郡より丞吏が派遣されて視察し、郡太守自身も地節三年・翌四年と實地檢證を行ひ、一々人別を改めてゐる。昌邑王賀は特別な例で、しかも宣帝が元康二年(西紀前 六四年)特に勅使を山陽太守張敞に派遣して、暗にその起居の事情を調査報告させたものであるから(漢書昌邑王賀傳)、之を以て遷蜀刑の諸侯王の場合を推察する事は危険であるが、主として郡が暗黙のうちにその監督をした事は間違ひない。元帝建昭元年(西紀前 三八年)に房陵に徙遷された河間王元がその不行跡の故に告發されてゐる。「漢書」河間獻王德傳に

居數年。坐與妻若共乘朱輪車、怒若、又笞擊令自髡。漢中太守請治。病死。

とあるのがそれで、徙遷地の郡守の監督權を示してゐる。従つて、その日常起居の状態も一般に控へ目であつて、いはゞ謹慎閉居の状態であつた事は昌邑王の場合からも想像されるのである。次の様な例がある。宣帝の神爵元年(西紀前 六一年)から五鳳

元年(西紀前五七年)まで諸吏光祿勳であつた(漢書卷一九下百官公卿表)楊惲の失脚後の模様が

(前略)〔廷尉于定國〕請逮捕治。上不忍加誅。有詔。皆免惲・長樂爲庶人。惲既失爵位、家居治產業、起室宅、以財自娛。歲餘。其友人安定太守西河孫會宗(中略)與惲書、諫戒之。爲言、大臣廢退、當闔門惶懼、爲可憐之意、不當治產業、通賓客、有稱譽。(漢書卷六六楊惲傳)

と傳へられてゐる。庶人たるからには、別に強制された譯ではなからうが、普通は閉門蟄居してひたすら恭順の意を表明するのが常識であつたと察せられる。自ら産業を治めたり、人と交際したりするのは不謹慎の譏を免れなかつた譯である。これは高級官吏の場合であるが、たゞ徙遷刑を伴はないだけで、他の點では諸侯王の遷蜀刑の場合と類似してゐるので、遷蜀刑の諸侯王も之とほど同様であつたと想像して良いであらう。即ち、庶人以下に顛落せしめられた禁錮刑と庶人たらしめた遷蜀刑とは大いに異なるが、その日常起居の状態は相通するものがあつた様である。

なほ、かゝる點から青衣・嚴道方面に於ける秦漢の勢力の消長に就いて考察する所があるが、別の機會に譲りたい。

四、赦免と紹封復家

イ、赦免

最後に、右の様にして遷徙された者が許されて歸る事があつたかどうかを考へて見たい。第一の問題は、漢代は踐阼・改元・立后、建儲等を期として屢々大赦令が出てゐるが、かゝる大赦の對象となつたかどうかと云ふ事である。これに就いては何等傳へる所はないが、結論を先に云ふならば、さう云ふ事はなかつたものと思はれる。その理由の第一は、從來述べ來つた様に、遷徙された諸侯王は遷地に到着した時を以て法的に庶人であつて、罪人ではないから、原則としては通常の恩赦の

對象とはなり難いと考へるのが自然であるからである。その理由の第二は、次の様な例によつて、間接的に諸侯王の場合を推察出来る點があるからである。元帝の建昭二年(西紀前三七七年)淮南王欽の舅張博・その弟光・魏郡太守京房等は謀逆のかどによつて處刑され(漢書卷九)、その妻子は遷徙せしめられた。しかるに成帝が即位するに及んで、淮南王は帝の叔父として敬寵され、王の助言によつて張博等の妻子は本郡に還るを得てゐる(漢書卷八〇淮南陽惠王欽傳)。その時期は明らかでないが、京房事件を告發した元帝の佞臣石顯が成帝の即位後數ヶ月にして失脚病死した(三石顯傳)後と傳へられてゐる(漢書卷二七中下五行志)。右の間元帝の建昭四年正月・翌五年三月の二回「赦天下」の事が行はれて居り(漢書元帝紀)、竟寧元年六月に成帝が即位すると翌七月に「大赦天下」の事が行はれてゐる(漢書卷一〇成帝紀)。張博等の妻子は此等の赦令の何れをも適用されなかつた事が明かである。又、後漢の明帝永平十三年(西紀後七〇年)十一月、謀反の故に楚王英が廢せられて丹陽郡涇縣(安徽省涇縣治)に遷徙せしめられ(後漢書卷二明帝紀・同楚王英傳)、更にその三年後の永平十六年夏五月、淮陽王延が同じく謀反に坐して阜陵王に貶せられたが(後漢書明帝紀・同阜陵王延傳)、之等の兩件に連累して誅死し或は遷徙せしめられるものが多かつた。ところがこれ等兩件によつて遷徙せしめられた四百餘家が、次の章帝建初二年(西紀後七七年)四月戊子の詔によつて、赦されて本郡に歸る事を得てゐる(後漢書卷三章帝紀)。しかるに、此の間にも屢々赦令が出て居る(後漢書明帝紀・同章帝紀)。就中、永平十五年四月には「大赦天下。其謀反大逆及諸不應宥者、皆赦除之。」(後漢書明帝紀)と云ふ大赦令が出てゐるが、楚王英事件の遷徙者が此の恩惠を受けてゐない事が知られる。しかも、章帝建初二年四月戊子の詔は楚王英・淮陽王延兩事件の徙遷者のみを對象としてゐるものである。此の様に見て來ると、前後漢を通じてかゝる徙遷者は通常の赦令の恩典には浴さなかつたものと考へて良いであらう。諸侯王の場合は、右の様な徙遷者と必ずしも同一には論じ難いが、恐らく同じ様に通常の大赦の對象とはならなかつたものと考へられる。

第二の問題は、それならば特旨によつて許された事があつたかどうかと云ふ事である。淮南王が徙遷地へ出發の後、文帝

は爰盎の諫によつて判決を翻し、徙遷の途中から引返さしめんとしたが、赦令が届かないうちに病死したと傳へられて居る（史記・漢書淮南厲王長傳）。これが唯一の例で、實際に遷地へ赴いた後に赦されたといふ例は、本人に就いても、又その妻子に就いても傳へられてゐない。先に述べた昌邑王賀の房陵遷徙を群臣が奏上した時（西紀前七四年）、「古者廢放之人屏於遠方、不及以政。」（漢書霍光傳）と云つてゐるが、これこそ遷蜀刑を支へる法理論であつて、前漢時代はこの線がほゞ堅持されてゐたものと考へて良いであらう（次項参照）。

口、紹封復家

以上の様にして斷絶した王國を、その後に於て再興せしめる事が屢々見られるが、その際遷徙せしめられた諸侯王の子供をして再興せしめる様な事は、一、二の場合を除いては先づ無かつた様である。一は、淮南王長の四子が國除の二年後の文帝八年（西紀前一七二年）に列侯となつたが、更に文帝十六年には故淮南國を三分し、既に死亡してゐた東城侯良を除く三人を夫々諸侯王となして居り（史記・漢書の文紀・淮南厲王長傳、漢書の諸侯王表・王子侯表）。二は、東平王雲の子開明が國除の四年後の平帝元始元年（西紀後一年）に東平王となつてゐる（漢書平帝紀・諸侯王表・東平思王字傳）。兩者に就いてや、詳しく述べるならば、文帝はその弟淮南王長の徙遷には大いに苦慮した模様で、前述の様に爰盎の諫によつて翻意し、遷徙の途中から引返さしめんとしたが、赦令が届かないうちに王は病死したと傳へられてゐる。そこで列侯の禮を以て葬り、守家三十家を置き、年齒七・八才の四子を以て列侯となし、後、諸侯王としたものである。東平王の子の開明の場合は、王莽の故哀帝に對する反感の現はれで、「漢書」東平思王字傳には次の如く見えてゐる。

王莽欲反哀帝政。白太皇太后、立雲太子開明、爲東平王。

右の二例の他は、梁王彭越・濟川王明・濟東王彭離の場合の様に完全に斷絶するか、或は、故王の兄弟・兄弟の子等が紹封

されて諸侯王となつてゐる。今その關係を表示すれば左の如くである。

故王 廢絶の年 新王 再興の年 故王との關係

常山王勃 武帝元鼎三年(西紀前四一) 眞定頃王平 武帝元鼎三年(西紀前四一) 兄弟註45

廣川王去 宣帝本始四年(西紀前七〇) 泗水思王商 宣帝地節四年(西紀前六六) 兄弟註45

清河王年 宣帝地節四年(西紀前六六) 廣川戴王文 宣帝地節四年(西紀前六六) 兄弟註45

廣川王海陽 宣帝甘露四年(西紀前五〇) 廣宗王如意 平帝元始二年(西紀後二) 弟註45

河間王元 元帝建昭元年(西紀前三八) 廣德靜王楸註46 平帝元始二年(西紀後二) 叔父の子註47

梁王立 平帝元始三年(西紀後三年) 梁王音 成帝建始元年(西紀後三) 弟註48 樂孝王の玄孫の曾孫註49

一體前漢時代の相續法については、牧野巽氏の「西漢の封建相續法」(東方學報東京第三册所收)なる論文があり、次の様な結論を出されてゐる。

西漢に於いては、封建王侯の相續は、原則としてたゞ子のみの承襲が許され、異姓或は疎屬を養嗣することは勿論、子が死亡して孫が存する場合、及び兄弟の子を養子にした場合にも襲封は許されなかつた。實子以外の者に紹封或は復家が許されたのは、凡べて例外的・恩惠的であつて、決して制度上當然認められてゐたのではない。(同書二頁)

牧野氏の研究は、後嗣なくして斷絶した王侯の家を中心にして考察されたもので、本稿に述べ來つた様な刑罰によつて斷絶した場合、就中舊の當主が徙遷地になほ生存してゐるか、或は又、明かにその子があると思はれる場合の紹封復家の状態に就いては全く觸れて居られない。淮南王長と東平王雲のみに子があつて、他の場合は全て後嗣が無かつたとは到底考へられず、且つ廣川王去の場合の如き、明かに「與妻子徙上庸」(漢書廣川)とある。しかるに右表によると、何れも兄弟・或は兄弟の子・叔父の子等註51——何れも徙遷地に於ける同居家族ではない——によつて紹封復家してゐる事は注目すべきであ

る。却つてその子によつて再興する場合の方が例外的であつたと考へられるのである。前述の淮南王・東平王の子の封建の事情と云ひ、又、此の兩者にのみ夫と厲・揚と云ふ諡號がある事と云ひ、この兩件の特殊性を裏付けるものであらう。

五、後漢時代に於ける諸侯の徙遷

前漢時代に於ける諸侯王の遷蜀刑に就いては、大略説き盡し得たと思ふが、此處で一言附け加へて置きたい事は、後漢時代に於ける諸王の徙遷に就いてである。その前漢時代と著しく異なる點は、先づ第一に、後漢の存續年數は前漢とほぼ同年數乍ら、諸王の徙遷の例は極めて僅かしか傳へられてゐない事である。

第二に、その徙遷地が安徽省東南部の丹陽郡方面となつて、蜀漢に遷徙された者のある事を聞かない事である。^{註4}この理由は詳らかでないが、その一として漢中方面が後漢の都洛陽にあまり近すぎた事を舉げて良いのではなからうか。次に、兩漢を通じて江南の地が非健康地として一般に嫌はれてゐた事は、「江南卑濕、丈夫早夭」(史記貨殖列傳)或は「江南卑濕、丈夫多天」(漢書地理志下)と云ひ、後漢章帝の建初元年(西紀後七十六年)の楊終の上疏に「南方暑濕、障毒互生」(後漢書卷七)と云つて居る事等から知られる。かゝる例は枚舉に遑がないが、一例だけ本稿に關聯のあるものを記して見よう。武帝の元朔五年(西紀前一二四年)六月に長沙定王發の子賈が零陵の冷道(湖南省寧遠縣東)の春陵郷に封ぜられたが、その孫仁に至つて、春陵の「地形下濕」「山林毒氣」の故に轉封を願ひ、元帝初元四年(西紀前四十五年)南陽の白水郷(湖北省棗陽縣東)に徙され、同じく春陵侯と稱してゐる(漢書地理志上顏註卷四四城陽恭王社傳)。かゝる江南の事情に加へて、後漢の光武帝の出自を見ると右の春陵節侯賈から出てゐるのである。即ち賈の子鬱林太守外・その子鉅鹿都尉回・その子南頓令欽を経て光武帝に至つてゐる。上述の様に春陵侯仁が南陽に轉封になつた時、光武帝の祖父回等一族も皆南陽へ移住したものであつて(後漢書城陽恭王社傳)光武帝が南陽の蔡陽(湖北省棗陽縣西南)の人となつてゐる。

(後漢書卷一)のはかゝる事情に基くものである。その故に後漢の帝室には江南の惡地なる事が特に印象的であつたと考へられ、江南の地が徙遷地となる一要因をなしたものではなからうか。たゞ祖宗の地を徙遷地とする事は憚られたので、江南の内でも東方の吳の方面が撰ばれる事になつたのではなからうか。更に丹陽郡方面に就いては「三國志」吳志卷一諸葛恪傳によれば、三國時代尙ほ化外の地であつた様であるから、徙遷地として好條件を備へてゐた許りでなく、その地形に就いても「地勢險阻」「山谷萬重」と云つて居るので、前漢の徙遷地の一である房陵に就いて、「華陽國志」卷二漢中志に「秦始皇徙呂不韋舍人萬家於房陵、以其隘地也。」とあるのと一脈相通するものがあつた事も考慮に入れて良いであらう。

第三に、徙遷地が變つたと云ふだけならば、形式的な相違に過ぎないとも云へようが、内容的にも大きな變化が起つてゐる事である。明帝の永平十三年(西紀後七〇年)楚王英の叛が發覺し、英は丹陽の涇縣(安徽省涇縣治)に遷徙せしめられる事になつたが、その時湯沐邑五百戸を賜つた事が、前漢時代にその比を見ない待遇であるばかりでなく、遷地への護送も又大いに異つてゐる。即ち、「後漢書」楚王英傳に

遣大鴻臚持節護送。使伎人・奴婢・妓士・鼓吹悉從、得乘輜輶。持兵弩、行道射獵、極意自娛。

と見えてゐて、「檻車傳送」の前漢とは同日に論ずる事が出来ない。

いはゞ前漢に於ける諸侯王の遷蜀刑は、その形式に於ても、その内容に於ても、早くも後漢最初の例に於て崩壞してゐた事を示すものに他ならない。しかも、右の楚王英の件が後漢時代に於ける諸王遷徙の始にして且つ終となつてゐる様である。章帝の章和元年(西紀後八七年)齊王晃とその弟利侯剛とが告發され、有司は庶人となして丹陽に徙さん事を請求したが、章帝は、剛の方はその戸三千を削り、晃の方はその爵を貶降して蕪湖侯となしてゐる(後漢書卷四四)齊王穎傳。ところがこの蕪湖(安徽省蕪湖縣)と云ふのがやはり丹陽郡の地であるので、或る意味では丹陽郡への遷徙の變形とも見られるであらうが、最早本稿で論

じようとしてゐる主題からは逸脱して了つてゐると考へられる。然しやゝ蛇足を加へて見たい。かゝる觀點から「後漢書」を見ると、この前後から諸王を貶降して丹陽郡の近邊へ轉封する事が若干見られるのである。前述の齊王晃事件の十四年前の永年十六年(西紀後七三年)五月、淮陽王延は謀反が發覺して阜陵王に轉封となり(後漢書)、更に章帝の建初元年(西紀後七六年)十一月、又反を企てて阜陵侯に貶降せしめられてゐる(後漢書)。次に安帝の建光元年(西紀後一一二年)四月に樂成王長が罪あつて臨湖侯に降されてゐる(後漢書)。この阜陵(安徽省全椒縣東南)と臨湖(安徽省無爲州西南八十)は、何れも丹陽郡の地ではないが、丹陽郡のすぐ北方、安徽省東南部の地である。次第に丹陽郡の地を離れつゝあるが、尙ほ多少それに關聯性を持つてゐる點が注目される。然るに、同じく安帝の建光元年五月、平原王翼が都郷侯に貶されてゐるが(後漢書)、此の都郷と云ふのは常山國の地で、現在の何處に當るか判然としないが、直隸省方面である事は確かである。かくして後漢の初め以來崩れつゝあつた諸王の遷徙が完全にその形式と内容とを喪失するに至つたのである。

五、むすび

以上述べ來つた所は、推測に過ぎた所も多い事と思ふが、その主な點を要約列擧すれば、大體次の如くなるであらう。

- 一、遷蜀刑が確定するまでには三回の審理を経るのが通例であつたらしい。

- イ、第一審と第三審の構成員は丞相・御史大夫・廷尉・中尉・宗正・典客の六者であつたと思はれる。

- ロ、第二審は第一審の六者に列侯と中央政府の中二千石・二千石の高官(更に博士が加はる事もあつた)が勅命によつて加へられ、一種の陪審制度を形成した。

- 二、遷蜀刑そのものは本刑(死刑)を特赦された場合の代刑であつて、儒教經典に於いて「流」が五刑の代刑であるのと

類似してゐる。且つ、當時の刑法體系の中には含まれてゐなかつた様である。

イ、併科刑として、王位の剝奪（名譽刑）と家産の沒收（財産刑）が行はれた。

ロ、判決後の身分は庶人であるが、その發効は徙遷地に到着してからであつたらしい。

ハ、徙遷地までは檻車に嚴封して縣毎に護送して行つた様である。

ニ、徙遷地に於ける同居家族は子とその母とが通則であつた様である。

ホ、徙遷地に於ける衣食住は所在の縣よりの官給であつたと思はれる。

ヘ、庶人ではあるが閉門蟄居して謹慎の意を表するのが常識的であつたらしい。

三、斷絶して諸侯王の國は、特に事情ある場合の他は、その子によつて再興せしめられる事はなく、當時には例外的であつた兄弟・兄弟の子・父祖の兄弟の子に依る紹封復家の方が却つて通例であつた。

イ、遷蜀刑決定後は通常の大赦の適用を受けなかつたらしい。

ロ、特に赦されて歸る事は妨げなかつたと思ふがその實例は乏しい。

四、刑罰を經濟的に利用しようとする傾向が盛んになり、自由刑の中の勞役刑が發達する様になつたと考へられるが、かかる情勢の時にこの様に純粹に刑罰的な遷蜀刑が、前漢一代を通じて行はれた事は、文帝十三年五月の肉刑廢止に先立つてゐる事と相俟つて、中國の自由刑史上特異な存在として注目される。

五、遷蜀刑を支へる法理論は「廢放の人は遠方に屏け、及ぼすに政を以てせず」と云ふ思想であつた。

六、前漢の終り頃の宣帝時代に湯沐邑百戸が與へられた事があるのは、遷蜀刑の變質の兆と考へられる。後漢に入つてその場所が丹陽郡となり、湯沐邑も五百戸となり、護送の方法も一變して、前漢時代の面目を全く止めなかつた。次いで

庶人となさず王位を貶降して丹陽郡方面へ轉封する事になつたが、更にその丹陽郡からも次第に離れて行つた。
なほ紙數の關係でこの前漢の遷蜀刑の源流に關する部分を割愛しなければならなかつたが、別の機會に御批判を得たい。

註

(1) その原因に就いては清の趙翼の「二十二史劄記」三卷「漢諸王荒亂」參照。

(2) 梁王彭越は雒陽より徙遷地の蜀に向ふ途中、鄭(縣西有)に於いて、長安より來る呂后に出會つたので、彭越は呂后に哀訴し、伴はれて雒陽に歸つたが、呂后の謀略によつて、再び反を企てた科で處刑されてゐる。此の彭越誅死の時期に就いて、「史記」

漢興以來諸侯王表、「漢書」異姓諸侯王表は俱に高祖十年(西紀前二年)の事としてゐるが、「漢書」高帝紀下と「漢紀」四卷は十一年三月と云ひ、「史記」高祖本紀、「史記」九卷、「漢書」三卷黥布傳、「史記」三卷九 盧縮傳等は何れも翌十一年夏の事と記してゐる。

梁王彭越の處刑は勿論、その遷蜀刑の確定したのも十一年に入つてから、しかも恐らく春になつてからであると思うが、その理由は省略する。只、三月であるか、夏に入つてからであるかは容易に決し難い。

(3) 省略。拙稿「前漢高祖の蜀漢經營に就いて」(未發表)參照。

(4) 「北堂書鈔」五卷引く「文帝紀」と「淵鑑類函」五卷引く「漢書文帝紀」は俱に青衣(四川省雅)に作つてゐるが、その他は現行の「史記」・「漢書」はもとより、王充の「論衡」七卷・賈誼の「新書」四卷・高誘の「淮南鴻烈解序」等、皆嚴道(四川省)に作

つてゐる。

(5) 「史記」七卷・「漢書」四卷一 諸侯王表、「史記」八卷五・「漢書」七卷四 梁孝王武傳は何れも房陵(湖北有)に作つてゐるが、「漢書」武帝紀のみは防陵(湖北有)に作つてゐる。「太平寰宇記」四三卷は、「初爲防宇、後漢改爲房。」と云つてゐるが、王先謙(漢書補注卷八)は房即ち防と防とが似てゐるので誤つたものと解してゐる。

(6) 廣川王の名に就いて、「漢書」宣帝紀のみは吉としてゐるが、「漢書」諸侯王表・同三卷五 廣川惠王越傳・「漢紀」七卷一 等何れも去に作つて居り、しかも本紀にも去に作るものがあつたといふ(漢書附科卷八)。

(7) 「漢紀」八卷一のみは清河王の名を延年としてゐるが、「漢書」宣帝紀・同諸侯王表・同七卷四 代孝王參傳は何れも年に作つてゐる。

(8) 「漢書」諸侯王表は汝陽に作つてゐるが、紀・傳はもとより「漢紀」二卷も海陽としてゐる。

(9) 「漢書」哀帝紀・同諸侯王表に官本の東平思王宇傳等何れも建平三年になつてゐるが、評林本の傳は二年に作つてゐる。

(10) 「漢書」平帝紀は元始四年の條に、「梁王立有罪自殺」としてゐるが、諸侯王表には

陽朔元年、王立嗣。二十七年。元始三年、有罪、廢、徙漢中。自殺。元始五年二月丁酉、王音以孝王支孫之曾孫、紹封。

とあつて、異つてゐる。その理由は省略するが、梁王立の廢徙は元始三年の事と考へてよいであらう。しかし、果してその自殺まで同年中の事であつたかどうかは輕卒には斷じ難い。

(11) 漢中の何處であつたかは傳へられてゐない。司馬光は「資治通鑑」卷三に於いて南鄭としてゐるが、その基く所明かでない。

(12) 同「房縣志」卷一によると、高祖九年(西紀前一九八年)趙王張敖を廢して宣平侯となし、房陵に居らしめたとあるが、これは恐らく誤りであらう。

(13) 沈欽韓(後漢書疏)は「漢諸侯王以罪廢徙、或房陵或丹陽。」と云つてゐるが、この丹陽は後漢時代の遷徙の地であつて、前漢時代にはその例を見ない(參攷五)。尙ほ昭帝の元平元年(西紀前七四年)、昌邑に遷された昌邑王賀に就いては本文三のイ・ロ參照。

(14) 「華陽國志」志中に「新城郡、本漢中房陵縣。(中略)漢時宗族・大臣有罪、亦多徙此縣。」と見えるが、兩漢を通じて大臣が遷徙された實例は傳へられてゐない。「華陽國志」の云ふ様に實際さういふ例があつたとしても、大臣が蜀漢以外の地に遷徙された例も確實に存するので、大臣の遷徙が必ず蜀漢の地であつたとは云ひ難い。只、たまゝ「諸侯王の遷地と所を同じうしたに過ぎない」と云へるであらう。従つて、此の兩者は當然區別されなければならない。

前漢の遷蜀刑に就いて

久村

(15) 蜀と云ふ言葉は、狹義には古蜀國或は蜀郡の地を指すが、廣義には巴・蜀兩者を併せた地域、更には漢中を含めた地域をも指す事が屢々である。故に、漢中郡に遷徙された者の方が多いのであるが、一、二蜀郡に遷徙される事になつたものもあるもので、兩者を含めて遷蜀刑と呼ぶ事にしたのである。

(16) 流蜀刑と稱しても差支へないと考へられるが、漢代「流」と云ふ字は流民を指す場合に多く用ひられてゐる様であり(西漢後四八民政)、且つ後世の流刑とも性質を異にするので、遷蜀刑と呼稱する次第である。

(17) 後世の流刑・遣刑の如きものは勿論、國外追放の類をも含めて徙遷刑と稱した。陳顧遠の竄刑(中韓法制史)と云ふのとほゞ同意である。

(18) 主要なものを擧げると次の如くである。仁井田陞氏「支那に於ける刑罰體系の變遷―特に自由刑の發達―」(法學協會雜誌五七・三三・四四・五五所載)・濱口重國氏「漢代に於ける強制勞働刑その他」(三二の二所載)・鎌田重雄氏「漢代の禁錮」(密所收稿)。

(19) 法制史の概説書に散見するだけであるので、一々その名を擧げない。前漢の諸侯王の徙遷に就いて注目してゐるのは、沈家本の「歷代刑法考」のみであるが、その「分考」九卷・「漢律摭遺」卷一には(中)の東平楊王雲の件を除く他の全てが蒐録されてゐる。

(20) 「漢書」卷四淮南厲王長傳に、武帝元朔五年(西紀前)に於ける有司の淮南王安に對する求刑を載せて「公卿治者曰。」(前

略(當業市)』詔不許。請廢勿王。上不許。請削五縣。可二縣。」とあるのは、少くとも三審の形式を採つてゐる。然しこの場合「請廢勿王」の下に蜀漢への徙遷の事が省略されてゐるものと考へ、此處に至るまでに三審を経てゐるとすると、都合四審と云ふ風にも見られよう。

(21) 根本誠氏「上代支那法制の研究・刑事篇」(本誌五五卷六號刑部參照)。

(22) 徐孚遠(後記會考詳註)は「廢徙諸王、則有司驛事、不欲出自人主傷親親之恩也。始見于此、後世仍之。」と云つてゐる。

(23) 「史記」淮南厲王長傳に見える「丞相臣張蒼・典客臣馮敬行御史大夫事・宗正臣逸・廷尉臣賀・備盜賊中尉臣福、昧死言。云云。」の「行御史大夫事」は上文の典客臣馮敬と一句をなす

べきか、或は又後句の宗正臣逸と一句をなすべきか、問題があらう。宋祁(官本漢書卷四四註)・王先謙(後漢書補注卷四四註)は前者を採り、瀧川龜太郎(前記會考詳註)は後者を取つて居られる。「史記」(卷六)三王世家に

「(元狩六年三月)乙亥、御史臣光・守尙書令丞非下御史。書到言。丞相臣青翟・御史大夫臣湯・太常臣充・大行令臣息・太子少傅臣安行宗正事、昧死上言、云云。」とあるのは、前説

を支持する如くであるが、他方、「漢書」(卷六)霍光傳に「元平元年、昭帝崩。(中略)即日承皇太后詔、遣行大鴻臚事少府樂成・宗正德・光祿大夫吉・中郎將利漢、迎昌邑王賀。」とあるのは後説を支持する如くである。「西漢會要」(卷三)六職官六「行」の部も、前者を「太子少傅臣安行宗正事」と記し、後者を「行大鴻臚事少府樂成」と記してゐる。従つてこの「行」は本

官の上に書かれる場合も、又下に書かれる場合もあつたと考へざるを得ず、この點からは解決の手掛りはなささうである。然し、この「行」と云ふのは、官に闕或は事故ある時、他官の者が臨時に事務取扱をなす兼官の一種であつたらうと考へられ、特に班序の下の官の者がこの「行」となつた時には、やがてその本官に直る事もあつた様である。例へば、大農令韓安國は武帝建武六年(西紀前二三五)御史大夫となつたが、元光四年(西紀前二二一)丞相田蚡が薨じたので、安國が「行丞相事」となつた。武帝は安國を丞相にしようとしたが、病の故に平棘侯薛澤を丞相となしてゐる(漢書卷五二)。又、「史記」呂后本紀・「漢書」高后紀の八年八月庚申の條に「平陽侯盜行御史大夫事、云云」とあるが、劉歆(官本漢書)も注目してゐる様に、平陽侯曹窋は既に高后四年(西紀前二八四)に御史大夫となつてゐる(漢書百官公卿表上)。故に紀には誤りがあるものと認められる。然しこの事は、曹窋が御史大夫となる以前に「行御史大夫事」であつた事があるのではないかと推定せしめるものである。又、王温舒は武帝の元狩四年(西紀前二九九)から元鼎二年(西紀前一五五)まで五年間、更に元鼎四年・五年と二年間、前後七年間中尉であつた。その後元封六年(西紀前一〇五)右輔都尉たりし時「行中尉事」となつてゐる(漢書百官公卿表上)。王温舒は有名な酷吏で、屢々法に坐して失脚したが、それにも拘らず常に重用されてゐる。殊に前に既に二回も中尉になつてゐるので、右輔都尉たりし時「行中尉事」となつたのも、その才能を見込まれて何れは本官たるべき予定であつたらうと推察するものであ

る。然るに翌太初元年「たまたま疑獄に坐して誅せられてゐる」(漢書卷九)。さて、典客馮敬も翌文帝七年に御史大夫となつてゐるので(漢書卷九上)、當時典客馮敬が「行御史大夫事」であつたと考へるのは不自然ではなからう。「漢書」淮南厲王長傳に「丞相張敖、典客馮敬行御史大夫事與宗正・廷尉雜奏。」と「與」字があるのもその有力な證據であると思ふ。

(24)「初學記」卷二「職官部下」所引の「漢書」には、「典客秦官、秩中二千石、掌諸侯及四方歸義蠻夷皇子拜授印綬」とあり、現行「漢書」と頗る異つてゐる。

(25)仁井田氏「前掲」(四頁五) 参照。

(26)前漢時代は「廢、徙。」と云ふ形が一般的で「廢、遷。」と云ふ形は「史記」高祖本紀に見える他は、その例が少い様である。

(27)鎌田氏は「前掲」に於いて、清河王年・濟川王明・濟東王彭離等に見える「廢」は「侯王たる身分或ひは侯王の世襲權を剝奪して庶人の地位に墮したことを意味する」(二頁)として居られるが、此の表現はやゝ嚴密さを缺いてゐる様である。廢と云ふのは現在の身分を剝奪する事を意味する言葉であつて、その後に於ける状態までも規定するものではない。例へば代王喜を廢して合陽侯となし(漢書卷三三)、趙王張敖を廢して宣平侯となし(七十四頁)が如き、明かにそれを示してゐる。

(28)濱口氏「前掲」参照。

(29)鎌田氏「前掲」参照。

前漢の遷蜀刑に就いて

久村

(30)「釋名」卷七は輜を輜則の輜と解してゐるが、「史記集解」卷一〇二張敖引く如淳が「居高臨垂邊曰輜也」と云ひ、蘇林が「輜邊側也」と云ひ、韋昭が「高岸夾水爲輜」と云つてゐるのは、極めて注目すべきである。思ふに輜車の名は、積載する衣物が車中に雜則するの謂から出たと解するよりは、その衣蔽ある車の形から來たものと解したい。

(31)後漢の鄭玄(爾雅注疏卷二七)は「莽猶屏也。所用對敵自蔽隱之車也。」と云ひ、唐の李賢(後漢書卷七)は「駟猶屏也。自隱蔽之車。」と云つてゐる。漢の杜子春(注所引)が「莽車當爲駟車。」と云ふ譯である。

(32)「左傳正義」(左傳注疏卷五)所引の「說文」に「輜・駟衣車也。前後有蔽。」とあるが、之は輜・駟俱に前後に蔽があると云ふ意味ではなく、現行「說文」に見える様に、前に衣蔽あるを駟・後にあるを輜と云ふのを省略したものであらう。

(33)後漢明帝の永平十三年(西紀後七〇年)楚王英が廢されて丹陽の涇縣(安徽省)に徙される時、輜駟に乗つて徙遷地に赴いてゐる。然し「後漢書」楚王英傳に「遣大鴻臚持節護送、使伎人・奴婢・妓工・鼓吹悉從。得乘輜駟、持兵弩、行進射獵、極意自娛。」とあるをよく見れば、實は輜駟に乗る事自體が特殊な待遇であつた事を示してゐる。

(34)胡三省(資治通鑑)は「輜車有封」としてゐるが、疑はしい。

(35)「文選」卷九揚子李善註引く「漢書音義」は「或曰。輜車有封檻也。」に作つてゐる。

- (36) 濱口重國氏「漢代の傳舍―特に其の設置地點に就いて―」
(東洋學報二二卷第四號所載) 參照。
- (37) 今假に轎車の方が正しいとしても、庶人の乗用車としては通例でないので、やはり庶人としての資格は徙遷地に着いてからと云ふ事にならう。
- (38) 「漢紀」七卷は五升に作つてゐる。
- (39) 廣川王去の妻昭信は葉市となつてゐるから(漢書廣川、惠王越傳)、昭信が一緒に徙る事は得ない筈である。従つてこの妻字は明に衍字であると云ふのが王先謙(漢書補注卷五三)の見解であるが、「漢書」三卷六、昌邑王賀傳に「妻十六人」と云ふ言葉もあり、衍とする必要はないと考へる。
- (40) 「漢書」食貨志下の王莽の條に「黃金重一斤直萬錢」とあり、更に「史記」平準書に「一黃金一斤」とあり、臣瓚(史記平準書)が「秦以一鎰爲一金、漢以一斤爲一金。」と云つてゐる事によつて、一金が萬錢である事が知られる。尙ほ次註參照。
- (41) 西田保氏「漢の中家の産に就いて」(如藤博士追記念) 參照。
(東洋史集政所收)
- (42) 「西漢會要」三卷六、刑法三・沈家本「前揭」考參照。
- (43) 平は勃の兄であるか弟であるか不詳。尙ほ「漢書」諸侯王表に「憲王子」とあれば、勃の弟であらう。憲王と云ふのは勃の父舜の事である。
- (44) 「漢書」廣川惠王越傳參照。
- (45) 「漢書」諸侯王表には孝王の玄孫の子とあるが、「漢書」七卷四、代孝王參傳には年の弟の子とある。
- (46) 「漢書」諸侯王表は楡、廣川惠王越傳は瘵、王子侯表上は倫に作つてゐる。
- (47) 諸侯王表には「惠王曾孫戴王子」とあるが、廣川惠王越傳には「戴王弟襄隄侯子」とあつて、王子侯表と符合するので、後者に従つた。因に戴王と云ふのは海陽の父文の事である。
- (48) 「漢書」三卷五、河間獻王德傳參照。
- (49) 表・傳共に梁孝王武の玄孫の曾孫とあつて、梁王立との關係は不詳。
- (50) 牧野巽氏の「西漢の封建相續法」(東方學報東京第三册所載)によれば「子の無條件的襲封が『嗣』と呼ばれたのに對し、此の例外的襲封が『紹封』と稱せられた」(二頁)と云ふ。
- (51) 牧野巽氏は「兄弟の子が紹封復家した六例中四例までが西漢末の平帝元始年間に行はれたに對し、兄弟の紹封復家十八例中、綏和以後に行はれたものが僅かに二例のみであることも、綏和前には兄弟の方を兄弟の子より重く見てゐた事を示すものではあるまいか」(前掲)として居られるが、この場合も氏の所説と一致を示している。
- (52) 同じく牧野氏によれば、普通の後嗣無くして斷絶した場合、「斷絶より紹封に至るまで短きは一年より長きは二十七年の間隔を置いてゐる」(七頁)と云ふが、この場合は短きは常山王の場合の月餘から長きは廣川王海陽の場合の五十一年・清河王の場合の六十七年に及んでいる。
- (53) この丹陽を沈欽韓(後漢書疏)は楚の丹陽であるとなし、更に楚

の丹陽に二つありと云ひ、一は熊繹の始封の地即ち秭歸(湖北省歸州府)の丹陽であり、一は楚が後に遷都した枝江(湖北省枝江縣)の丹陽であるとしてゐる。然し後漢時代の諸王の徙遷地としての丹陽は楚の地では無くて、現在の安徽省東南部方面である事は疑ひない。

(54) 「後漢書」卷六 梁竦傳によると、章帝の建初八年(西紀後、八三年)、

梁竦事件に坐して舞陰公主が新城に徙されたと傳へられてゐる。三國・晉の新城郡であれば、漢中房陵に當るが、「巴漢志」(續漢志新國志)によれば、新城郡は獻帝の建安十三年(西紀後、二〇八年)に初めて置かれたと傳へられてゐるので、當時は未だ新城郡は無い。此處に新城と云ふのは司隸河南尹の縣名である。即ち、唐の章懷太子賢が此の新城に註して「新城、今洛州伊闕縣也。」と云つてゐるのが正しい。

(昭二八・七・四稿)

(神奈川縣立横須賀高校教諭)